

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

住民接種ガイドライン

大津市

平成31年3月

目次

I	本ガイドラインの位置づけ	P	1
II	接種体制に関する基本的な考え方	P	2 ~ 6
III	接種区分別の接種見込者数	P	7
IV	接種区分別の接種スケジュール	P	8
V	標準人員体制（接種モデル）	P	9 ~ 12
VI	参考資料・文献	P	13

I 本ガイドラインの位置づけ

平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、国においては、同年 6 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、新型インフルエンザ等が発生した場合の新たな対応方針が示されました。

これにより、新型インフルエンザ等の予防接種については、特措法に基づく「特定接種」と同法又は予防接種法に基づく「住民接種」の 2 つの制度により実施することとなりますが、国のガイドラインでは、未発生期から体制の構築を図る必要から、住民接種の実施主体である市町村において、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう地域医師会等と連携のうえ、接種体制を構築することなどが求められています。

本市においては、平成 26 年 6 月に「大津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、住民接種については、「基本的対処方針（※1）の変更を踏まえ、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第 46 条及び予防接種法第 6 条第 1 項に基づく臨時に行う予防接種（以下「臨時接種」という。）を実施する。新型インフルエンザ緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める」こととしています。（図表 1）

また、未発生期においては、国や滋賀県、近隣自治体、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、医療従事者等の体制や、接種会場の設定や周知等、具体的な実施方法の準備を進め、円滑に予防接種が実施できるよう接種体制の構築を図ることとしています。

以上のことを踏まえ、本市における新型インフルエンザ等の予防接種体制を構築し、円滑に実施することを目的に、『大津市新型インフルエンザ等住民接種ガイドライン』を策定するものです。

図表 1 緊急事態宣言の有無による住民接種

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 (臨時接種)	第6条第3項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり（低所得者を除き実費徴収可）
費用負担割合	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の費用負担	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	

【出典：市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）】

※1 特措法第 15 条第 1 項の規定により設置される政府対策本部が、政府行動計画に基き定める新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下「基本的対処方針」という。）

II 接種体制に関する基本的な考え方

国のガイドライン及び「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）（平成26年3月）」の方針を踏まえ、本市における「接種体制に関する基本的な考え方」は以下のとおりとします。（本文中の※については、欄外にまとめて掲示）

緊急事態宣言が行われている場合におけるワクチン接種（臨時接種）

1 接種対象者

（1）本市住民基本台帳に登録されている者（1歳未満児は除く）

ただし、臨時接種の対象となる新型インフルエンザウイルスに既に罹患したことが明確な者は、既に新型インフルエンザウイルスに対する抗体を保有しているため、対象者から除く。

（2）上記に加え、以下に掲げる者は、原則対象者とする。ただし、国・県が新たな方針を示した場合は改めて検討を行う。

- ①本市内の医療機関及び入所施設に長期入院・入所している本市住民基本台帳に登録の無い者
- ②分娩等のため本市住民基本台帳に登録のある親類等の住居に長期滞在している妊婦及び1歳未満児の保護者並びに同伴の1歳以上の小児（未就学児）で、本市内での接種を希望する者
- ③個別の事情により、本市住民基本台帳に登録はないが、本市に居住し、本市内での接種を希望する者（以下「住基外接種希望者」という。）

ただし、住民登録のある自治体が発行する接種依頼書（以下「接種依頼書」という。）の提出を求めるものとする。（※2）

2 接種区分及び対象者

接種対象者については、①医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者・妊婦）、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4群に分類し、下記の（1）から（3）の区分に応じ接種する。

ただし、個別接種と施設集団接種の両方に属する場合は、個別接種を優先する。

（1）個別接種

対象者： 医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者・妊婦）並びに1歳未満児の保護者
寝たきり等の事情で集団接種の困難な者（以下「在宅療養者等」という。）

免疫力、抵抗力が低く、優先的に感染予防の必要な状態にある者及び接種可否について主治医の判断を要する者は、定期的に医療機関を受診するなどしており、接種可能の判断と同時に接種を受けることが期待できることから、かかりつけの医療機関（※3）での個別接種とする。

1歳未満児など感染予防上、集団接種の場への帯同は不相当と思われるので、その保護者についても個別接種の対象とする。

また、寝たきりやその他の事情により集団接種の困難な者についても、個別接種の対象とする。

（2）施設集団接種

対象者： 本市内の小中学校に通う生徒及び本市内の高齢者・障害者入所施設の入所者や
医療機関に長期入院する者

学校及び入所施設等は集団生活を行っていることから、施設内でのまん延防止や感染拡大防止の観点から、可能な限り迅速かつ効率的に接種を行う必要があるため、施設内での集団接種とする。

また、その他の施設において、外出が困難で地域での集団接種が困難な場合、施設での集団接種が可能な施設（※4）は施設集団接種とする。

私立、国立並びに県立小中学校（特別支援学校含む）についても、原則、施設集団接種とするが、本市住民基本台帳に登録されていない生徒も多く在籍することから、施設集団接種の実施については国・県の方針を参考に設置責任者と協議のうえ決定する。またその場合、実施にあたっては、各学校に実施を委託する。委託による集団接種が困難な学校の生徒は、地域集団接種とする。ただし、本市住民基本台帳に登録されていない生徒は、居住する自治体の方針に基づきワクチン接種を受けることとする。

（3）地域集団接種

対象者： 上記1 接種対象者のうち、特定接種対象者（※5）、個別接種対象者及び施設集団接種対象者を除いた者。ただし、個人の事情等により集団接種ができなかった者（以下「接種漏れ者」という。）で、本市住民基本台帳に登録のある者は地域集団接種の対象者とする。

効率的な接種を目的に地域集団接種とするが、接種会場の設定にあたっては、本市における地域性及び利便性等を考慮する。

また、未就学児については、接種時に保護者の同伴を求めることから、地域集団接種とする。

なお、政府行動計画において住民接種の対象者を「医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者・妊婦）」「小児」「成人・若年者」「高齢者」の4群に分類されていることから、4群に分けて集団を設定する。ただし、本市では医学的ハイリスク者は個別接種とする。

高等学校以上の学生については、原則、地域集団接種とするが、国・県・周辺自治体から施設集団接種についての依頼があれば協議する。

3 接種区分別対象者の把握

（1）個別接種

基礎疾患： ①心臓、腎臓、呼吸器、免疫不全の障害者手帳1級保持者

対象者： ②主治医が優先接種を必要と認める者

市町村における新型インフルエンザ住民接種の体制に関する検討会の示す「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」を参照し、医師の署名のある申請書を提出

妊婦： 母子手帳交付台帳より抽出

分娩のため本市住民基本台帳に登録のある親類等の住居に長期滞在している妊婦は、母子手帳の写し、接種依頼書を添付して申請書を提出

1歳未満児： 本市住民基本台帳より抽出

の保護者： 本市住民基本台帳に登録のある親類等の住居に長期滞在している1歳未満児の保護者は、母子手帳の写し、接種依頼書を添付して申請書を提出

在宅療養者等： 医師の署名のある申請書を提出

(2) 施設集団接種

- 小中学校 : 大津市教育委員会事務局に市立小中学校の接種対象者の取りまとめを依頼
私立、国立及び県立小中学校（特別支援学校含む）については、各学校に接種対象者の取りまとめを含め委託
- 入所施設 : 各施設に接種対象者の取りまとめを含め委託
- 医療機関 : 各病院に接種対象者の取りまとめを含め委託

(3) 地域集団接種

- 本市住民基本台帳から抽出(特定接種対象者、個別接種対象者及び施設集団接種対象者を除く)
本市に長期滞在中の小児を含む住基外接種希望者は、接種依頼書を添えて申請書を提出

4 接種区分別の接種体制

ここでは接種体制についての方針を示し、詳細については、国の実施要領を参考に大津市住民接種実施要領を策定し示す。

(1) 個別接種

- 接種方法 : 医療機関へ本市より個別接種を委託
- 接種場所 : 医療機関（受診、往診）
- 接種の実施 : 医療機関職員により実施
- 対象者の把握 : 本市
- 接種予約 : 医療機関
- 接種済者の把握 : 医療機関より本市へ報告
- 資材の調達 : 医療機関（ワクチンのみ本市より供給※6）

(2) 施設集団接種

ア 大津市立小中学校

- 接種方法 : 本市保健所から接種班（※7）を学校へ派遣し集団接種を実施
- 接種場所 : 学校
- 接種の実施 : 本市保健所から派遣する接種班
- 対象者の把握 : 本市教育委員会が取りまとめ本市保健所へ報告
- 接種予約 : 学校から本市教育委員会を経由し、本市保健所へ同意書を提出
- 接種済者の把握 : 接種会場にて接種班が行う
- 資材の調達 : 本市保健所（ワクチン含む）

イ 私立、国立及び県立中学校（特別支援学校含む）

- 接種方法 : 学校へ本市より施設集団接種を委託
- 接種場所 : 学校
- 接種の実施 : 学校から依頼を受けた医師・看護師並びに学校職員により接種を実施
- 対象者の把握 : 学校が取りまとめ本市へ報告
- 接種予約 : 学校（保護者が同伴できない場合は同意書が必要）

接種済者の把握：学校より本市へ報告

資材の調達：学校から依頼を受けた医療機関（ワクチンのみ本市より供給）

ただし、施設集団接種の受諾が困難な学校の生徒については、住民基本台帳のある自治体での接種とし、大津市に住民基本台帳のある生徒については、地域集団接種とする。

ウ 入所施設

接種方法：施設へ本市より施設集団接種を委託

接種場所：施設

接種の実施：施設から依頼を受けた医師・看護師並びに施設職員により接種を実施

対象者の把握：施設より本市へ報告

接種予約：施設（本人の意思が確認できない場合は、保護者の同意書が必要）

接種済者の把握：施設より本市へ報告

資材の調達：施設から依頼を受けた医療機関（ワクチンのみ本市より供給）

エ 長期入院病床のある医療機関

接種方法：医療機関へ本市より施設集団接種を委託

接種場所：医療機関

接種の実施：医療機関職員

対象者の把握：医療機関より本市へ報告

接種予約：医療機関（本人の意思が確認できない場合は、保護者の同意書が必要）

接種済者の把握：医療機関より本市へ報告

資材の調達：医療機関（ワクチンのみ本市より供給）

(3) 地域集団接種

小児（1歳以上の未就学児、小中学校施設集団接種漏れ者）、若年者・成人、高齢者に集団を分け、集団毎に期間（日時）・場所を設定し接種を行う。

接種方法：本市から接種班を派遣し地域集団接種を行う

接種場所：エリア内公共施設（公民館、文化センター、体育館等）

接種の実施：本市から派遣する接種班により実施

対象者の把握：本市が直接把握

接種予約：インターネット及び電話等にて予約申込

接種済者の把握：会場にて接種班が直接把握

資材の調達：本市が調達し、会場へ接種班が搬入（ワクチン含む）

5 自己負担 無

※2 DV・虐待及び罹災等で本市へ避難されている場合は、接種依頼書は不要とする。

※3 個別接種登録医療機関として本市と委託契約が必要

※4 20人以上の集団（他施設と合算可）で、接種について医療機関の協力を得られる施設

- ※5 特措法に基づき、国民生活の維持に必要な業務に従事する者に行う予防接種の対象者
- ※6 ワクチンの具体的な供給方法については、国・滋賀県・大津市で調整する。
- ※7 本市が雇用する医師、看護師並びに市職員（臨時職員含む）で構成する。

緊急事態宣言が行われていない場合におけるワクチン接種（新臨時接種）	
1	接種対象者 臨時接種に準じる。
2	接種区分及び対象者 個別接種のみとし、対象者は国の示す者とする。
3	対象者の把握 接種希望者からの申し込みとする。
4	接種体制 医療機関へ接種を委託 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関と本市の間で、接種委託契約の締結 ② 本市は、新臨時接種の内容、対象者、接種方法を周知 ③ 接種希望者は、直接医療機関へ接種予約 ④ 医療機関は、本市へ接種接種見込者数を報告 ⑤ 本市は医療機関にワクチン・予診票を配付 ⑥ 医療機関において接種を実施 ⑦ 医療機関は、本市へ接種報告し、委託費用の請求を行う。
5	自己負担 有 ※8（生活保護世帯に属する方及び中国残留邦人除く※9）

※8 ワクチン代を除き、診療報酬に基づき本市が設定

※9 生活保護世帯に属する方及び中国残留邦人については、接種費用の自己負担分を助成する。
費用助成を受ける場合は、事前に本市に費用助成の申請を行い、本市より接種券を配付する。

III 臨時接種における接種区分別の接種見込者数

人口総数 342,154人 (平成29年4月1日現在)

接種対象人口 人口-0歳児(2,760人) = 339,394人

(図表2)

接種区分	対象者		施設数	対象人口 A	接種見込 B	算出根拠	
個別	優先接種	基礎疾患を有するもの※9	(人口-1歳未満児)×7%	23,758	23,758	A:(全人口-1歳未満児)の7% B:接種率100%	
		妊婦 + 1歳未満児の保護者		8,370	8,370	A:年間出生数 約3,000×3-基礎疾患対象者 B:接種率100%	
	小計(a)			32,128	32,128		
施設集団	学校	小学生	市立	37	18,219	17,318	A:年齢別人口統計(29.4.1現在)-基礎疾患対象者 B:平成29年度児童生徒数(29.4.10現在)-基礎疾患対象者
			市立以外(国立)	1		628	B:大津市統計M3-小学校の状況(28.5.1)
		中学生	市立	18	9,572	8,428	A:年齢別人口統計(29.4.1現在)-基礎疾患対象者 B:平成29年度児童生徒数(29.4.10現在)-基礎疾患患者
			市立以外(国立・私立)	3		868	B:大津市統計M4-中学校の状況(28.5.1)
		特別支援学校		1		126	B:大津市統計M3
	入院	病院		15		3,994	B:精神病床+療養病床+一般病床(医療機関届け29.4.1現在)
	長期入所	介護施設	特養・老健・有料養護	42		3,120	B:介護保険課HP 介護保険入所施設一覧(H30.1.1現在)
			グループホーム	38		648	B:介護保険課HP 介護保険入所施設一覧(H30.1.1現在)
			障害者施設		1		50
	小計(b)			27,791	35,180		
地域集団	小児	1歳~就学前(1歳~5歳の人口)		14,416	13,767	A:年齢別人口統計(29.4.1現在)-基礎疾患対象者 B:接種率95.5%として	
	高齢者	65歳以上		80,682	60,512	A:年齢別人口統計(29.4.1現在)-基礎疾患対象者 B:(接種率75%)	
	成人若年者	上記以外の者		184,377	140,328	A:(人口-0歳児人口-小児・高齢者対象人口-個別対象者-施設集団対象人口) B:接種率75% +小中学校市立以外(2,045)	
	小計(c)			279,475	214,607		

※9 新型インフルエンザ等発生時における予防接種の円滑な実施に関する統計参照対象人口の7%とする

接種見込合計 (a) + (b) + (c): 281,915人

※ 新臨時接種の接種見込者数については、臨時接種接種見込者数を参照する。

IV 接種区分別の接種スケジュール

政府行動計画では、住民接種の対象者を①医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者・妊婦）、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4群に分類し、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの情報を踏まえ、基本的対処方針において接種順位及び接種回数を示すとされています。

(1) 臨時接種（緊急事態宣言が行われている時）の接種スケジュール

国の「2009年新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の予防接種スケジュール」を参考に、本市における接種区分毎に接種にかかる期間を想定したスケジュールのモデルを以下のとおり示す。

なお、高齢者は個別接種・施設集団接種の対象者が多く含まれると考えられることから、本スケジュールモデルでは高齢者の地域集団接種は成人・若年者に含めて想定する。また、接種回数を2回とした場合の接種間隔は3週間とする。

ただし、基本的対処方針において接種順位及び接種回数等が示された場合は、方針内容を考慮し、改めて各分類毎の接種開始時期及び接種回数等を決定する。

大津市接種スケジュール（モデル）

接種見込		1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目	
個別接種	基礎疾患を有する者 最優先 3,681	1回目	2回目	1,800人 / 週					
	20,077	1回目	2回目	6,700人 / 週					
	妊産婦 最優先 2,790	1回目	2回目	1,400人 / 週					
	1歳未満児の保護者 5,580	1回目	2回目	1,900人 / 週					
	在宅療養者等	随時							
施設集団接種	入所施設 3,818	随時							
	医療機関 3,994	随時							
	小学生 17,318		1回目	2回目			8,700人 / 週		
中学生 8,428			1回目	2回目		8,400人 / 週			
地域集団接種	幼児（1歳～就学前） 13,767	1回目	2回目	1日あたり7会場設置 13,760人 / 週					
	若年者 成人 高齢者 漏れ者等 200,840	1日あたり7会場設置 14,700人 / 週			1回目 49会場/週×14週		2回目 49会場/週×14週		

(2) 新臨時接種（緊急事態宣言が行われていない場合）の接種スケジュール

接種対象者及び接種の時期は、基本的対処方針を考慮し決定する。

V 標準人員体制（接種モデル）

前項の臨時接種スケジュールモデルを基に、その期間内に接種完了できるよう標準人員体制（接種モデル）を作成します。実施方法等詳細については、国の実施要領策定を受け、大津市実施要領を作成する中で明確にする予定です。

1 個別接種モデル

本モデルで想定する接種医療機関及び接種期間としては、接種対象者がかかりつけの医療機関（※10）において、1か月半程度（2回接種完了）の期間内に接種を完了するとした場合の1医療機関の平均接種数を示す。

対象者	接種見込者数(人)	接種医療機関 (該当医療機関数 箇所)		1医療機関 平均接種数	接種場所
基礎疾患を有する者 (在宅療養者を 含む)	約 24,000	かかりつけの 医療機関	220	約 108人×2回	接種 医療機関 (在宅療養者 は、往診)
妊婦	約 3,000	産婦人科を想定	14	約 215人×2回	
1歳未満児の 保護者	約 6,000	個別接種 委託医療機関	220	約 27人×2回	

※10 かかりつけの医療機関は、接種モデル作成上において次のとおり想定する。

- ①基礎疾患患者の場合：当該患者が優先接種の申し出に対してその必要性を証明する医療機関
- ②妊婦の場合：妊婦健診を受けている医療機関
- ③1歳未満児をもつ保護者の場合：個別接種委託医療機関
いずれの医療機関も個別接種委託契約が必要とする。

2 施設集団接種モデル

(1) 小中学校における集団接種

ア 大津市立小中学校における集団接種

保健所より接種班を派遣し、集団接種を行う。

接種班の体制及び人員数は図表3を基本体制（A、B、C）の三体制とし、それぞれ1診、2診又は3診により接種）

とし、学校の規模に応じて派遣する班体制と時間を調整する。

なお、1診の1時間あたりの接種者数は50人を見込んでいます。

接種期間：1か月半を想定する。

接種開始時期：基本的対処方針を考慮し決定する。

※11 葛川小中学校は合同で地域集団接種として行う。

※12 児童・生徒数により以下のとおり分類する。

- 100人未満：A班体制
- 100人～299人：B班体制
- 300人以上：C班体制

図表3

(人)

	診察	医師	看護師	その他
A体制	1診	2	3	4
B体制	2診	4	6	8
C体制	3診	6	9	8

【対象学校数及び接種見込者数と接種班別校数】

	学校数 (校) ※11	接種見込 者数(人)	接種班別校数(校)※12		
			A 体制	B 体制	C 体制
小学校	37	18,621	3	10	23
中学校	18	9,062	1	3	13
計	55	27,683	4	13	36

【学校内で接種する場合の従事者とその役割】

役割	従事者
周知及び必要書類の配付	保健所作成書類を学校から配付
予診、接種	接種班の医師
薬液充填、接種補助	接種班の看護師
ワクチンや医療資器材の準備	接種班のその他の職員
児童・生徒の指導・体温測定・同意書集約	教育委員会事務局職員、学校職員
受付、予診票確認、予防接種済証の配付	接種班のその他の職員
接種後の状態観察	教育委員会事務局職員、学校職員

イ 私立、国立並びに県立小中学校における集団接種

各学校と本市との間で委託契約を締結のうえ、施設集団接種を行うことを基本とし、学校からの依頼を受けた協力医療機関の医師・看護師により集団接種を実施する。ただし、受諾が困難な場合、本市住民基本台帳に登録のある者は地域集団接種により接種を行う。

(2) 入所施設における集団接種

各施設と予め委託契約締結のうえ、集団接種を行う。

施設に専属又は嘱託医師がいない場合は、施設から依頼を受けた協力医療機関からの医師・看護師により集団接種を実施する。(医務室が無い施設において接種する場合は、医療機関からの巡回診療の届出が必要)

接種に必要な資材・接種スタッフ等の調達にかかる経費は委託料に含むものとし、これら資材等の調達・調整は施設において行う。ただし、ワクチンについては、本市が直接供給するものとする。

接種開始 : 基本的対処方針を考慮し決定する。

接種期間 : 基本的対処方針を考慮し決定する。

【対象施設数及び接種見込者数】

	施設数 (箇所)	接種見込者数 (人)	対象者確認	接種場所
高齢者	80	3,768	施設	施設
障害者	1	50		
計	81	3,818		

【施設内で接種する場合の従事者】

役割	従事者
周知及び必要書類の配付	保健所作成書類を、施設から配付
予診、接種	施設の嘱託医若しくは協力医療機関の医師
薬液充填、接種補助	施設の看護師若しくは協力医療機関の看護師
入所者の誘導	施設スタッフ
受付、予診票確認、予防接種済証の配付	施設スタッフ
接種後の状態観察	施設スタッフ

(通所・入居施設における集団接種)

各施設と本市との間で委託契約を締結のうえ、施設集団接種を行うことを基本とし、施設からの依頼を受けた協力医療機関の医師・看護師により集団接種を実施する。ただし、受諾が困難な場合、本市住民基本台帳に登録のある者は地域集団接種により接種を行う。

(3) 医療機関における集団接種

入院施設を有する各医療機関と本市との間で委託契約を締結【対象医療機関数及び接種見込者数】のうえ、施設集団接種を行う。

接種に必要な資材・接種スタッフ等の調達にかかる経費は委託料に含むものとし、これら資材等の調達・調整は各医療機関において行う。ただし、ワクチンについては、本市が直接供給するものとする。

接種開始 : 基本的対処方針を考慮し決定する
 接種期間 : 基本的対処方針を考慮し決定する。

対象医療機関	施設数(箇所)	接種見込者数(人)	対象者確認	接種場所
一般病床	9	2,426	施設	施設
療養型病床	8	656		
精神科病床	5	912		
計(※)	15	3,994		

※長期入院患者を対象とすることから診療所を除く

【医療機関内で接種する場合の従事者】

役割	従事者
周知及び必要書類の配付	保健所作成書類を医療機関から配付
予診、接種	医療機関の医師
薬液充填、接種補助	医療機関の看護師
入院患者の誘導	医療機関スタッフ
受付、予診票確認、予防接種済証の発行	医療機関スタッフ
接種後の状態観察	医療機関スタッフ

3 地域集団接種モデル

地域における集団接種は、保健所より各地域へ接種班を派遣し接種を行う。

接種会場は、市域を7エリア(図表4参照)に区分し、エリアごとに設定する。

地域集団接種に従事する医師及び看護師の報酬等は、本市において措置するものとし、ワクチン及び接種に必要な資材・スタッフ等は本市が直接調達するものとする。

接種班の体制及び人員数は図表3を基本パターンとし、接種予定人数に応じて派遣する班体制と時間を調整する。

ただし、速やかに接種を終えるため、C班体制を基本とし、会場・開催日数及び時間を調整する。

接種開始時期及び接種期間については、基本的対処方針を考慮し決定するが、政府行動計画の示す4群ごとに優先順位が示された場合は、各集団に分けて接種開始日及び接種期間を設定する。

図表3 (人)

	診察	医師	看護師	その他
A体制	1診	2	3	4
B体制	2診	4	6	8
C体制	3診	6	9	8

図表 4

保健福祉圏域（エリア）	対象学区
志賀	小松 木戸 和邇 小野
北部	葛川 伊香立 真野 真野北 堅田 仰木 仰木の里 仰木の里東
中北部	雄琴 日吉台 坂本 下阪本 唐崎
中部	滋賀 山中比叡平 藤尾 長等 逢坂 中央
中南部	平野 膳所 富士見 晴嵐
南部	石山 南郷 大石 田上
東部	上田上 青山 瀬田 瀬田東 瀬田南 瀬田北

ア 1歳以上の未就学児の地域集団接種

接種に要する期間の見込みとしては、C班体制（1時間で150人接種）により2時間接種する場合、接種見込者13,767人をワクチン1回接種するには、7エリアで延べ46日を要し、7エリアでそれぞれ毎日1開催とした場合、接種完了には7日間を要することとなる。

また、1歳以上の未就学児は、1人2回の接種を予定しているので、全員が接種完了するには14日間を要することとなる。なお、1回目の接種から2回目の接種までの間隔を3週間空けることが推奨されていることから、接種見込者全員がワクチン2回接種に要する期間は、4週間を見込んでいる。

保健福祉圏域（エリア）	接種見込者数
志賀	638
北部	1,893
中北部	1,932
中部	1,914
中南部	2,456
南部	1,126
東部	3,808
合計	13,767

イ 若年者・成人、高齢者の地域集団接種（漏れ者を除く）

接種に要する期間の見込みとしては、C班体制（1時間で150人接種）により2時間接種する場合、接種見込198,510人をワクチン1回接種するには、7エリアで延べ662日を要し、7エリアでそれぞれ毎日1開催とした場合、接種完了には95日間（約13週間）を要することとなる。

保健福祉圏域（エリア）	接種見込者数
志賀	13,396
北部	29,002
中北部	27,246
中部	29,831
中南部	35,699
南部	21,220
東部	42,115
合計	198,510

VI 参考資料・文献

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種ガイドライン」の作成にあたり引用・参考とした法律・資料は以下のとおりです。

法律・資料名	施行日・発行日
■ 法律・施行令	
新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成 24 年法律第 31 号
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令	平成 25 年政令第 122 号
予防接種法	昭和 23 年法律第 68 号
■ 行動計画・ガイドライン	
新型インフルエンザ等対策政府行動計画	平成 25 年 6 月
新型インフルエンザ等対策ガイドライン V 予防接種に関するガイドライン	平成 25 年 6 月
■ 厚生労働省科学研究費補助金新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業報告	
「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する 集団的予防接種のための手引き（暫定版）」	平成 26 年 3 月
「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築 に関する手引き（暫定版）」	平成 27 年 3 月
■ 会議資料	
特定接種の登録に関する都道府県説明会資料 (内閣官房新型インフルエンザ等対策室作成)	平成 28 年 2 月 5 日